

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：警察本部

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

1 取組の概要

埼玉県環境配慮方針の趣旨に則り、基本設計から配慮事項を基に検討を加え、環境への負荷をできるだけ低減し、豊かな自然環境の保全・創造に努める。

2 主な成果

太陽光発電や節水機器の採用により環境負荷の低減、上水使用量の削減を図った。

3 今後の方針

新技術や新たな環境配慮機器・材料の積極的導入を図り、省エネルギーの推進に努める。

4 課題

特になし

5 事業一覧

別表-2のとおり

別表－2 個別評価事業一覧

事業年度：平成30年度

部局名：警察本部

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	岩槻警察署庁舎新築工事	施工段階	23	22	95.7%	5
	合計		23	22		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 警察本部 課・所・室名 総務部財務局施設課

事業の種類	12建築物の建設、工作物の設置	事業名	岩槻警察署新築工事
事業の規模	RC-4、S-1	実施場所	さいたま市
計画期間	平成26～30年度	段階	施工段階
事業の概要： 庁舎の老朽化、狭隘に伴う現在地改築事業			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>庁舎長寿命化、省エネルギー対策として次の事項を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体耐久性向上のため100年コンクリートの採用 ・ 断熱性能の向上（複層ガラス、壁・天井の高断熱化） ・ 太陽光発電設備の設置 ・ 壁面緑化の採用 ・ 高効率機器の採用 ・ 節水機器の採用 ・ トイレ洗浄水への雨水利用
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	岩槻警察署新築工事
-----	-----------

基本方向 1	周辺地域との調和	配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 諸計画や他の事業との整合 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものがないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。							
個別事項	① 庁内調整のための組織の活用や必要に応じて新たな組織の設置を図る。	○	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				
基本的配慮事項 2 周辺環境や生態系への配慮 建物の建築による日照障害、電波障害、風害、景観への影響が生じないように努める。 また、建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。							
個別事項	① 日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○					
	③ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○					
基本的配慮事項 3 交通に対する配慮 来訪者等にとって公共交通機関の利用が容易になるように配慮する。 また、工事中の工事用車両による周辺への影響の軽減を図る。							
個別事項	① バスや電車が利用しやすいよう施設配置を工夫する。	○	○				
	② 必要に応じ、バス路線やバス停留所の新設を促進する。	○	○		○		
	③ 自動車利用の抑制を図りつつ、適正な広さの駐車場を確保する。	○	○				
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫する。	○	○	○		✓	✓

基本方向 2	環境への負荷の少ない建物にする	配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 建物配置と形状の工夫 建物の配置や形状を工夫し、自然の風や光を上手にとり入れて、熱負荷の軽減を図る。							
個別事項	① 通風による熱負荷低減に配慮する。		○				
	② 太陽光を調節し、熱負荷の軽減を図る。		○				
	③ 建物の外表面からの熱負荷損失に配慮する。		○				
	④ 薬剤散布を減らすため、害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置を行い、進入経路を遮断する。		○	○	○		✓

基本方向 2 環境への負荷の少ない建物にする		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 建物の断熱化と気密化							
省エネルギーと快適な温熱環境を図るには、建物の断熱化と気密化をする必要がある。断熱材の使用や開口部のガラスを工夫するなど種々の方法があるので、適切に選択する。							
個別事項	① 屋根、外壁、床の断熱化に配慮する。		○				
	② 開口部の断熱化と気密化に配慮する。		○				
	③ 光、温熱環境の向上を図る。		○				
基本的配慮事項 3 建物の長期利用							
施設の機能変化に柔軟に対応し、長く使える建物とするために、ゆとりのある建物とする。 また、長い目でみると経済的で、建設廃棄物の低減にもつながるので、質の高い、長く使える工法や材料を選択する。							
個別事項	① 柔軟性のある計画とする。		○	○			
	② 高耐久性構造・工法を採用する。		○	○			
	③ 長く使える材料を選択する。			○			
	④ 設備の更新を踏まえた計画とする。			○			
	⑤ 施設及び機器の予防保全に努める。				○		
	⑥ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	○	○	✓	✓
	⑦ 再整備は、大量の解体廃棄物が発生するので、日頃適切な修繕管理に努め、建て替えや増改築を行う時には、分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	○	✓	✓
基本的配慮事項 4 室内環境の保全							
建物の室内空気汚染を防ぐため、有害物質の放射量の測定や有害物質の放射の少ない内装材等を使用するなどをして室内環境の保全を図る。							
個別事項	① 良好な室内環境を保持する。		○	○	○	✓	✓
	② 有害物質の放散量の少ない内装材等を使用する。		○	○		✓	✓

基本方向3 工事施工における環境保全		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 環境保全上の配慮							
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。							
個別事項	① 大気汚染対策を適切に実施する。						
	a 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 水質汚濁対策を適切に実施する。						
	a 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓
	③ 騒音・振動対策を適切に実施する。						
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○		✓	✓
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】		○	○		✓	✓
	c 工事実施の時間帯の調整に努める。		○	○		✓	✓
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。						
a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。		○	○		—		
b 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○		✓	✓	
⑤ 建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。		○	○		✓	✓	
⑥ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	

基本方向4 地球環境の保全		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 オゾン層の保護							
空調用、消火用に使用されるフロン及びハロンは、オゾン層を破壊するほか温暖化を促進するため、設備廃棄時の回収を行うとともに、再利用しない場合は破壊処理をする。							
また、空調設備新設時の冷媒は、代替フロンも温暖化を促進するためその使用を抑制し、オゾン層破壊係数や温暖化係数の小さい新しい冷媒の採用を図る。							
個別事項	① フロン、ハロンの回収、破壊を行う。		○	○	○	—	
	② 代替フロンの使用抑制を図る。		○	○	○	✓	✓
	③ 新冷媒の採用を図る。		○	○	○	✓	✓

基本方向5 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進		配慮時期				チェック	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施
基本的配慮事項1 新エネルギーの導入							
化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるために、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギー等の新エネルギーの活用を図る。							
個別 事項	① 太陽光発電設備の導入を図る。	○	○				
	② 太陽熱利用システムの導入を図る。	○	○				
	③ 自然採光の導入を図る。	○	○				
	④ 風力、燃料電池等の導入を図る。	○	○				
	⑤ 未利用エネルギーの導入を図る。	○	○				
基本的配慮事項2 照明・電気設備の高効率化							
照明は、事務所の電力消費の大きな割合を占めるので、省エネルギー効果が大きい高効率の器具、システムを積極的に導入する。 また、電気設備の設計や維持管理を工夫し、効率的運用を図る。							
個別 事項	① ゾーニングを工夫する。		○				
	② 高効率機器（照明器具、電動機等）の採用を図る。		○		○		
	③ 照明の自動制御の採用を図る。		○		○		
	④ 自動力率調整システムの導入を図る。		○		○		
基本的配慮事項3 空調設備の高効率化							
省エネルギー効果を上げるため、施設の種類や運用に応じた空調設備を採用するとともに、効率の良いシステムや機器を導入するなど、空調設備の効率化を図る。							
個別 事項	① ゾーニングを工夫する。		○				
	② 外気冷房制御を導入する。		○				
	③ 水や空気の搬送動力を低減する。		○				
	④ ヒートポンプなどの効率の良いシステムを導入する。		○				
	⑤ 熱回収システムを導入する。		○				
基本的配慮事項4 コージェネレーションの導入							
コージェネレーション（熱電併給システム）は、エネルギー利用効率を上げることができる。熱利用の多い建物での導入を検討する。							
個別 事項	① コージェネレーションの導入を図る。	○	○				

基本方向6		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
資源の有効利用							
基本的配慮事項1 水の節約と雨水・排水の活用							
節水機器や雨水・排水の利用により、上水の使用量を削減する。また、雨水の地下浸透を促し、地下水を涵養する。							
個別事項	① 節水機器の採用に努める。		○	○	○	✓	✓
	② 透水性舗装、透水柵・透水トレンチの採用に努める。		○				
	③ 雨水利用システムの導入に努める。	○	○				
	④ 排水再利用システムの導入に努める。	○	○				
基本的配慮事項2 木材の有効活用							
熱帯林を守るため、反復利用の可能な代替型枠をできるだけ利用する。また、多面的な環境保全機能に有する森林を保全するため、国内産木材を積極的に活用する。							
個別事項	① 熱帯材型枠の使用抑制を図る。		○	○		✓	✓
	② 国内産木材の積極的活用を図る。	○	○	○		✓	✓
基本的配慮事項3 リサイクル製品の利用							
資源の無駄づかいを抑止するとともに、廃棄物を減量化でき、処理コストの節約や処分場の延命が図れるので、廃棄物から再生された部材を積極的に利用する。							
個別事項	① 建設発生土を再利用する。		○				
	② コンクリート、アスファルト廃材などを再利用する。		○				
	③ 再生塩化ビニール管の採用に努める。		○				
	④ 浄水発生土を用いたリサイクル製品の活用を検討する。		○	○		✓	

基本方向7		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
緑化の推進							
基本的配慮事項1 敷地の緑化							
景観に安らぎを与え、建物の省エネルギー、ヒートアイランド抑制、騒音減衰、CO ₂ 吸着などに効果のある敷地の緑化を積極的に推進する。							
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○				
	② 周辺環境に配慮し、多様な生物が共生できる空間の創出に努める。	○	○				
	③ 敷地・建物の緑化に際して、害虫の発生のしにくさや薬剤散布に頼らない管理のしやすさを考慮し、樹種等を選定するとともに、薬剤散布を極力行わない管理方法により環境への負荷を低減する。		○	○	○	✓	✓

基本方向 7 緑化の推進		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 建物の緑化 断熱性能の向上に寄与する屋上・ベランダなどの緑化や視覚疲労を緩和させる屋内の緑化を推進する。							
個別事項	① 屋上・ベランダなどの緑化を推進する。		○		○		
	② 屋内の緑化を推進する。		○		○		
		実施率 (b/a (%))			合計 (a)	合計 (b)	
		95.6			23	22	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。